

嘉穂劇場条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会
教育長 桑原昭佳

飯塚市教育委員会規則第8号

嘉穂劇場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉穂劇場条例(令和8年飯塚市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館料の減免等)

第2条 条例第7条の規定により入館料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国又は他の公共団体が公用のため観覧するとき 全額
- (2) 市内に所在する小・中学校が学校教育課程の一環として教諭等の引率のもとに観覧するとき 全額
- (3) 身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が観覧するとき 全額
- (4) 前号の各手帳所持者の介護者が同時に入場し観覧するとき 全額
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要であると認めるとき 必要と認める額

2 入館料の減免等を受けようとする者は、入館料減免等申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に該当する者にあつては各手帳の提示をもって入館料減免等申請書の提出があつたものとみなす。

(入館料の還付)

第3条 条例第8条のただし書の規定により入館料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者が自己の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額

2 入館料の還付を受けようとする者は、入館料還付申請書により申請しなければならない。

(利用の許可の申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により嘉穂劇場(以下「劇場」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用許可申請書(以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の1年前の月の初日(1月については5日)から3か月前の日までに提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に掲げる期間外においても申請書を提出することができる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な事由があると認めるとき。

4 劇場の申請者の順位は、申請の順位とする。ただし、劇場を同日の同時間に利用したい旨、複数の利用の申請が同時になされたときは、教育委員会は、協議又は抽選により申請の順位を決定する。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、申請書を受理し、これを適当と認め利用を許可した場合は、利用許可書を、利用を許可しない場合は、利用不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を利用する際に利用許可書を提示しなければならない。

(利用の取消し等)

第6条 利用者が劇場の利用を中止しようとするとき、又は申請した事項を変更しようとするときは、事前に利用許可取消(変更)申請書に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、条例第13条第1項の規定により利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更するときは、利用許可取消(停止・変更)通知書により通知する。

(事前打合せ)

第8条 利用者は、劇場の施設の使用方法その他必要な事項を事前に文化課職員(以下「職員」という。)と打ち合わせなければならない。

(管理上の入室等)

第9条 利用者は、職員が職務上の必要により、入室又は入場を求めたときは、これを拒むことができない。

(利用期間の制限)

第10条 劇場の利用は、引き続き6日を超えては許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の時間)

第11条 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の超過)

第12条 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、利用時間の超過を許可することができる。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

(附属設備の使用料)

第13条 附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第14条 条例第15条の規定により使用料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき 10割

(2) 市又は教育委員会が後援する行事に利用するとき 5割

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別な事由があると認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第15条 条例第16条ただし書の規定により市長が特別の理由があると認めて使用料を還付する場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により利用することができないとき 全額

(2) 災害その他やむを得ない理由により市において利用の必要が生じ利用の許可を取り消したとき 全額

(3) 劇場の利用者が、利用日の6月前までに利用許可取消(変更)申請書を提出したとき 7割の額

(4) 劇場の利用者が、利用日の3月前までに利用許可取消(変更)申請書を提出したとき 半額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書により申請しなければならない

らない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員は、劇場に収容できる範囲を超えないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 入場者に条例第18条に規定する行為をさせないよう必要な措置をとること。
- (4) 許可なく附属設備その他器具等を館外に持ち出さないこと。
- (5) 許可された利用目的以外に施設及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (7) 許可なく劇場内ではり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (8) 秩序を保持するために責任者を置き、必要に応じて整理員を置くこと。
- (9) 職員の正当な指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第17条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、暴力、危険物の持込み等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 劇場の施設を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (4) 許可なく物品の販売、展示その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 職員又は利用者の指示に従うこと。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

品名	単位	使用料
プロジェクター	一式	1,100 円
ポータブルアンプセット	一式	1,100 円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 附属設備の使用料は、1日の使用料とする。